

2 報告会実施に向けて行った議会運営の再確認

検討会議では、報告事項の議論の過程において、既に当市議会で確認されている事項などを基に、本来の審査や調査のあり方、流れなどの再確認を行い、それらを踏まえ、より充実した議会報告会を行うためには、「合意形成に至る経過」つまりは「委員間討議」の部分を明らかにする必要がある旨、中間報告書において確認したところである（平成25年8月19日 議会報告会検討会議中間報告書）。

(1) 決算審査のあり方の再確認（中間報告書抜粋）

ア 報告内容

決算特別委員会および本会議における議案審査（平成24年度各会計決算）において、委員同士の討議により、洗い出した論点、明らかになった課題、行政評価や委員会として合意形成（議決）に至った経過と結果について報告する。

（函館市議会会議規則第52条「発言内容の制限」より）

（函館市議会議会改革報告書「質疑のあり方」「一般質問のあり方」より）

（自治基本条例検討会報告書「合議体としての議会」より）

※ 報告に当たっては、理事者の答弁は議案に対する疑義を説明しているにすぎず、理事者が審査を行っているわけではないことから、理事者の答弁を報告することにはならない。

イ 本来実施すべき「議案審査のあり方」

《決算審査の目的》

- ・ 法令等に違反していないか、不当な執行はないか。
- ・ 期待された行政効果は達成されたか。
- ・ 歳入欠陥、不用額の原因は何か。
- ・ 今後の市政にどう反映させるか。

(地方議会運営事典「決算認定」より)

(議員必携「決算の認定」より)

《決算審査の方法》

決算審査の目的に沿って、委員同士で審査にかかわる論点を整理し、課題を明らかにし、委員会としてどのように評価するか、討議し、明らかにしていく。

(函館市議会議会改革報告書「質疑のあり方」「一般質問のあり方」より)

(自治基本条例検討会報告書「合議体としての議会」より)

※「委員同士の討議」の対象項目は、理事者への質疑の有無や多少にはとらわれない。

《議決結果》

議決結果については、議会全体がその責任を負う。

(議員必携「議決権」より)

(2) 所管事務調査のあり方の再確認（中間報告書抜粋）

ア 報告内容

委員同士の討議により明らかになった調査の目的、課題や対応策、委員会として合意形成に至った経過と結果について報告する。

なお、調査結果について報告できるに至っていない場合は、調査の目的等のほか現状の推移と今後の見通しについて報告する。

（「地方議会改革宣言／野村稔著 「所管事務調査で議会の活性化を」 より）

（自治基本条例検討会報告書「議会の情報公開と住民協働」 より）

（函館市議会議会改革報告書「閉会中委員会のあり方」 より）

※理事者からの報告内容や理事者答弁は委員会としての考えではないので報告することにはならない。

イ 本来実施すべき「所管事務調査のあり方」

《所管事務調査の目的》

- ・ 能動的に所管事務調査を行い、「議会の政策」を提言する。
- ・ 議会における論議の中心である常任委員会が能動的に所管事務調査を行い、多くの情報を蓄積し、議案審査時の議論を深める。

（「地方議会改革宣言／野村稔著 「所管事務調査で議会の活性化を」 より）

（自治基本条例検討会報告書「政策形成機能の発揮」 より）

《所管事務調査の方法》

委員同士の協議により、調査の目的をはっきりさせ、住民の意見を反映させながら問題点や対応策について委員同士で討議し、委員会としてまとめあげていく。

（「地方議会改革宣言／野村稔著 「所管事務調査で議会の活性化を」 より）

（自治基本条例検討会報告書「合議体としての議会」「政策形成機能の発揮」 より）

※報告内容を協議するにあたって、単に理事者からの報告を受けること
や委員と理事者間での質疑応答だけでは、所管事務調査とはならない。

《議決結果》

議決結果については、議会全体がその責任を負う。

（議会運営の実際「所管事務調査の結果」 より）